

座間市民活動サポートセンター 団体登録の要件

座間市民活動サポートセンターは「市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動(以下「市民活動」という)を支援するための組織です。センターの登録要件である「市民活動」と認められるためにはいくつかの要件があります。

1：非営利団体であること

2：組織・運営について以下の項目を満たしていること

①	会としての目的を持ち自立した団体である 団体の目的が明記されていて会員みんながそれを理解し、同じ思いを共有していることが大切です。また団体が主体的に企画運営し活動している必要があります。
②	会則(規約・定款)がある (詳細：裏面解説A)
③	会の運営に関することは、会議(会則に定められている定例会議等)等で話し合っ決定している
④	会議録や運営費の帳簿・収支決算等の記録を残し会員に報告している(詳細：裏面解説B)
⑤	会への入会または退会が自由である
⑥	成年3名以上の役員を置き、互いに兼務していない(会員5名以上) (詳細：裏面解説C)
⑦	市内で活動を行っている
⑧	活動分野が特定非営利活動促進法(詳細：裏面※1)の定める20項目の活動分野にあてはまる (詳細：裏面解説D)
⑨	宗教活動又は政治活動を主な目的としていない
⑩	その他 公序良俗に反する活動をする、施設等を破損し又は滅失させたり、またはセンターの設置の目的に反した利用をする、などのおそれがあると認められないことが必要です。

3：活動目的の中に社会貢献活動が含まれている

自分たちの楽しみだけで自己完結している趣味の団体は、社会貢献活動をしているとは言いにくいでしょう。しかし、そのような趣味の団体でも社会貢献活動をしている団体はたくさんあります。(詳細：裏面解説E)

4：協働を理解し、協働で「まちづくり」を推進していくことを目的とする団体又は、「まちづくり」を推進していこうとする団体である

<解説A> 会則（規約・定款）がある

会の目的や自分達の団体について公的に紹介する場合や補助金や助成金を申請する時、また社会的信頼を得るためや、問題が起きた場合の解決への判断基準にもなります。

<解説B> 会議録や運営費の帳簿・収支決算書等の記録を残し会員に報告している

特に団体のお金はその団体の運営のために会員等から預けられたお金です。いつでも説明出来るように記録し、全会員に報告する義務があります。

<解説C> 成年 3 名以上の役員を置き、互いに兼務していない（会員は 5 名以上）

仲良しグループではなく団体として活動するにはきちんとした組織と役割分担が基本です。1 人が代表と会計を受け持つ等の運営はその 1 人が会の運営を独占している事となり、市民活動団体とは言えません。会計監査は、役員を兼任できません。

※1 特定非営利活動促進法 第二条第 2 項（抜粋）

第 2 条

この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

- イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

<解説D> 特定非営利活動促進法の定める 20 項目の活動分野（第二条別表）

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

<解説E> 活動目的の中に社会貢献活動が含まれている

例えば、自分たちも学び、楽しみながら、その成果を発表することにより人々の心を豊かにすることができたり、歴史遺産や伝統文化を後世に伝えたり、健康増進に役立ったり、あるいは子どもたちの健全育成のために、いろいろな社会貢献の形があります。